

## 各案件等の説明事項

各案件等に関する説明事項を記載しておりますので、資料と併せてご確認ください。

### (1) 会長及び会長職務代理者の選出について

#### (資料1)

本協議会は、茨木市附属機関設置条例に定められた市の附属機関として設置し、運営方法等の詳細は規則で定めております。またご確認くださいよう、よろしくお願いたします。

会長の選出については、本協議会設置規則第5条第1項に、本協議会の会長は委員の互選により定めると規定されております。会長の推薦がある委員は、別紙「会長推薦及び質問書」にご記入の上、ご提出ください。

また、職務代理者の指定は、本協議会設置規則第5条第3項の規定により、会長が指名するという事になっております。

### (2) 説明事項 地域包括支援センター運営協議会について

#### (資料2)

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46に定められており、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすると定められています。

また、茨木市では、「茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」（以下、「条例」という。）を定めております。

厚生労働省の通知「地域包括支援センターの設置運営について」では、本協議会の目的としまして、センターにおける各業務の評価を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことであるとあります。所掌事務については、記載のとおりです。

#### 条例について

重要な点に絞って説明させていただきます。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、第3条ですが、第1号被保険者65歳以上の方の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満をもとに「保健師その他これに準ずる者1人」、「社会福祉士その他これに準ずる者1人」、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人」を配置すると原則定められています。

## 要綱について

重要な点に絞って説明させていただきます。

次のページに移りまして、要綱としましては、5ページに、茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱をつけております。この中で、第2の実施主体、包括的支援事業の実施主体は、茨木市とするとあります。

また、職員の配置に関しては、第1号被保険者の数が6,000人を超える場合は、おおむね2,000人増えるごとに1人の職員を加えた員数とすると定めています。

## 運営方針について

運営方針とは、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にし、地域包括支援センターの業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に毎年度策定しております。

## (資料3)

12か所の地域包括支援センターの担当エリアや所在地、連絡先、職員体制などを表にあらわしたものです。

職員体制については、資料2でご説明した条例及び要綱に基づき、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置しております。また、市の独自配置として介護支援専門員を配置しております。新体制として12か所の地域包括支援センターが関係機関と連携を図り、適切な運営が図られるよう取り組んでまいります。

## (3) 審議案件

### 案件1 地域密着型サービス事業者の指定について

#### 地域密着型通所介護2件

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模のデイサービスになります。

要介護状態となった利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービスセンターにおいて日帰りで必要な日常生活の世話及び機能訓練を提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。

(資料4-1)及び(資料4-2)については、1ページ目に概要、2ページ目に人員・設備・運営基準とその適合状況、3ページ目から運営規程、周辺地図、日常生活圏域での所在地を掲載しています。

#### (資料4-1)

北圏域で、令和3年5月1日に事業開始予定の「リハビリデイ サンスポーツ茨木安威」の資料になります。

事業所の所在地は茨木市南安威二丁目5番3号、利用定員は1日10人です。

法人名称は株式会社サンスポーツコンディショニングです。茨木市(南圏域)、高槻市で地域密着型通所介護を運営しており、令和3年5月1日から3事業所目となる地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営する予定です。

#### (資料4-2)

東圏域で、令和3年5月1日に事業開始予定の「デイサービス 八重」の資料になります。

事業所の所在地は茨木市総持寺駅前町11-15、利用定員は1日10人です。

法人名称は株式会社一想生(ひとおもい)です。令和2年に法人設立、令和3年5月1日から地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営する予定です。

### 案件2 茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則の改正について

#### (資料5)

茨木市地域包括支援センター運営協議会は、茨木市附属機関設置条例に定められた市長の附属機関であり、地域包括支援センターの設置及び公正・中立性の確保並びに地域密着型(介護予防)サービスの指定基準並びに同サービス事業者の指定及び適正な運営についての審議に関する事務を担当していただいております。

茨木市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの事業報告を7月に、次年度運営方針を2月頃に開催しております。

この年2回の定期開催に加え、定期開催の日程に乗らなかった地域密着型(介護予防)サービスの指定申請があった場合は、臨時的に協議会を開催しております。

現在の茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則では、書面開催の特例がないため、事業者から指定申請があった際には、委員の皆様を招集して開催することになっていますが、事業者の物件契約、工期遅延等の事情もあり、申請時期については予測が困難となっております。

指定申請書類が整ってから運営協議会の日程調整を行い、委員の皆様を招集すると、会議の開催までに相当の日数を要し、早期の開設を望む事業者の希望に添えないことがあります。

地域密着型サービスの中には、整備計画に基づかない地域密着型通所介護の他に、サービス供給体制を整備するために公募し、すでに事業者が選定されているサービス(認知症対応型グループホーム等)もあり、介護サービス利用者のためにも、会議開催にかかる調整を短い期間で行えるよう書面開催を可能にしたいと考えております。

この臨時的に開催する茨木市地域包括支援センター運営協議会につきまして、地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定についての審議に限り、今後は新型コロナの感染拡大状況に関係なく書面開催を可能にする(会議の特例)の条項を追加する規則改正を提案するものです。

(4) その他 今後の予定・連絡事項等

(資料 6)

年間のスケジュール案を記載しておりますが、日程及び内容について、変更・追加することもありますので、ご了承ください。